

内閣府独立行政法人評価等のための  
有識者懇談会  
第17回議事録

内閣府大臣官房政策評価広報課

## 内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会議事次第（第17回）

日 時：平成30年8月7日（火）10:00～11:22

場 所：中央合同庁舎第8号館5階共用D会議室

### 開 会

- 1.（独）国立公文書館の平成29年度における年度評価案について
- 2.（独）北方領土問題対策協会の平成29年度における年度評価案について
- 3.（独）北方領土問題対策協会の期間実績評価案について
4. その他（今後の予定等）

### 閉 会

○河田課長 それでは、皆さんおそろいのようにございますので、ただいまから、第17回「内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会」を開催いたします。

座長、よろしくお願いいたします。

○田辺座長 早速ではございますけれども、本日は国立公文書館と北方領土問題対策協会の、2つの独法機関の評価ということでございます。

まず、国立公文書館の平成29年度の業務実績の評価案につきまして、公文書管理課長より御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○畠山課長 内閣府大臣官房公文書管理課長の畠山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

独立行政法人国立公文書館の平成29年度の業務実績に関する評価案につきまして、御説明させていただきたいと思っております。

御存じのように国立公文書館は、各行政機関等から移管された歴史公文書等を保存し、利用に供するというを目的としている独立行政法人でございます。そうした機能を十分に発揮すべく、平成29年度においても通常業務に励んだところでございますけれども、その結果といたしまして、公文書館のほうから提出された自己評価、それに対する私どもからの評価案を御説明させていただきたいと思っております。

資料が大部にわたっておりますけれども、内容としては、二枚紙の横長になっております資料1-1に基づいて御説明させていただきますけれども、その中でも特に評価につきまして、我々としての評価案がAになっているもの。それから、公文書館から提出された自己評価としてはAですけれども、我々のほうでそれを評価案Bにしたもの、その事項を中心に御説明させていただければと思っております。

まず、色つきのところの一つ目、歴史公文書等の保存及び利用その他の措置、保存に関する適切な措置、受入れに関する措置というところでございまして、これにつきましては主な評価項目としては「歴史公文書等の受入れ後、1年以内の排架（目標：100%）」等々ということ掲げているものでございます。各行政機関から歴史公文書等ということで、国立公文書館に移管されたものにつきましては、できるだけ早く一般の利用に供することが適当であるということでもありますので、1年以内の排架、排架というのはそれを利用に供することができる状態になるということでございますけれども、そういう目標を定めてございまして、それを100%で達成するという目標でございました。

これにつきましては、主要な業務実績ということで、まさに目標の100%を達成したということでございます。さらに、今回私どもとして、評価案Aという材料といたしましては、他機関が所蔵する資料のデジタル画像を収集し、提供するためのパイロット事業を行ったということございまして、これは2機関につきまして、著作権法の関係なども整理した上で、交渉を重ねてそうした事業につきましても、画像公開を達成したということがございました。そういう実績もありましたものですから、国立公文書館の自己評価と合わせまして、それがAであるということでもありますけれども、それを認めまして、我々の評価案

としてもAということで設定したところでございます。

続きまして、その下の緑のところ、利用の促進に関する措置、展示等の実施でございます。ここにつきましては、主な評価項目の目標としましては、展示会の入場者数を目標4万人以上、あるいは国民のニーズを踏まえた、魅力ある質の高い展示等の実施ということでございます。展示会等につきましては、これ自体は回数という意味では、例年と変わっておりませんで、特別展2回、企画展6回、デジタル展示2回、館外展も1回ということで行ってございますけれども、それを実施した結果としまして、29年度は数値目標比を147%の約5万9,000人に近い入場者数を達成したということでございます。

特に日本国憲法に関する展示を実施したところ、相当程度入館者数が来たということでございまして、そうしたことから、かなりこの展示に力を入れた結果であろうと思っております。

また、評定理由にも書いていますけれども、単に展示を従来どおり行うということではなくて、魅力ある質の高い展示を行うということで、外国人来館者を意識した英語の解説文の作成等、あるいは館の所蔵資料の他機関への貸出しについても、修復を行って貸出しする。もちろん、他機関が所蔵する資料についても交渉の上、この展示に合わせて展示していくなど、そうした積み重ねをもとに展示を行った結果として、当初の目標を相当程度上回る入場者数を達成したということでございますものですから、館の自己評価はAでございますけれども、それを妥当として私どもの評価案もAということで設定したものでございます。

続きまして、2ページ目の緑の箇所でございますけれども、国際的な公文書館活動への参加・貢献ということでございます。国立公文書館は国際的なネットワークの中で、対外的な活動、国際協力ということにも様々な力を入れているところでございますけれども、29年度の目標としましては、国際会議の発表回数を2回、情報の発信・収集、諸外国の公文書館との相互協力、訪問・研修受け入れということでございます。国際会議の発表回数が2回が多いのか少ないのかという議論はありますけれども、目標としては2回でありましたが、実際は5回ということで250%と、数字の上ではそういう数字でございます。

それとともに各国との協力というのを先ほど申し上げましたけれども、例えば、右側の評定理由のところでございますけれども、ベトナムの国家記録アーカイブズ局との間で覚書を取り交わしまして、平成30年度が外交関係樹立45周年ということでありますけれども、双方のホームページでの資料紹介に向けて、連携を行ってきたということでございます。これは、ここにも書いてありますとおり、国立公文書館のそうした取組としては、初めての事業ということでありまして、そうした取組を評価するという趣旨から、公文書館の自己評価Aに対しまして、我々としても評価Aということでつけているものでございます。

その下でございます。研修の実施その他の人材の養成に関する措置でございます。国立公文書館の主要な業務としまして、各行政機関、あるいは地方公共団体、あるいは独立行政法人等、他の独立行政法人等の職員を受け入れて研修を行うことについて、かなり力を

入れているところでございますけれども、29年度の目標としましては、年間の延べ受講者数を1,200人以上でありますとか、満足度の向上でありますとか、そうした目標を掲げていたところでございます。これにつきましては数字の上では、主要な業務実績に書いてありますとおり受講者数は1,841人、数値目標比153%ということでありまして、それから、高い受講者満足度も達成したということで、概ね9割以上という形でございます。

もう一つの主要な取組といたしましては、国立公文書館のほうで専門職員、まさに歴史公文書としての価値判断を行う者としての、アーキビストの人材育成みたいなことを進めてございますけれども、これについては国立公文書館の中で有識者会議を開きまして、アーキビストに求められる職務として、どういうものがあるかということについて検討を重ねた結果としまして、そこに書いておりますアーキビストの職務基準書というものを昨年末に策定して公表してございます。この分野につきましては、公文書館の自己評価はAという評価でありますけれども、研修受講者数についても水準を上回るのところ、それから、このアーキビストの職務基準書について、かなり積極的な取組であることを評価いたしまして、国立公文書館の自己評価どおりAということで、評定案としてございます。

なお、研修につきましては、昨今の公文書管理に関する関心の高まりを受けまして、かなり各行政機関等からも研修を受けさせてくれという要望が、国立公文書館に引き続き来ておりますものですから、この数字自体もこれからさらに増えていく、少なくとも今年度は相当増加する見込みであるということのようでございます。

続きまして、少し赤茶色、そういう色で塗っておりますのは、国立公文書館の自己評価がAであったところを、我々の評価案としてはBということをつけておるところでございますけれども、アジア歴史資料センターにおける事業の推進ということで、アジア歴史資料センターは、主に戦前期を中心とした外交資料、あるいは防衛省が所蔵している資料等を一括して一元的に、主に電子的に見ることが出来るサービスを提供しているところがございますけれども、ここにつきましては主な評価項目としまして、受入れから1年以内の公開達成率を100%でありますとか、公開データの解読補正作業等々の目標を掲げてございます。受け入れから1年以内の公開という意味では、100%の数値目標を達成していることもありまして、国立公文書館からの自己評価はAということでございますけれども、私どもとしても、その様々な積極的な取組によってかなり前進している、あるいは目標を大きく上回っている数字もあるということは評価するものの、その他の項目では所期の目標上回る成果を上げているとまでは認められず、全体としてはBという評価案が妥当ではないかと思っております。

その下の緑色のところは自己収入のところでございます、国立公文書館はそんなに派手にではありませんけれども、自己収入の増加のための活動を行ってございます。目標として29年度は写しの交付を除く有償頒布等210万円以上という目標を掲げておりましたけれども、これを相当程度上回る589万円という成果を達成したということでございますものですから、ここにつきましては公文書館の自己評価どおり、評価案としてはAということ

で設定してございます。

それ以外の項目につきましては、詳細に御説明はいたしませんけれども、全体として他の項目は国立公文書館からはB評価ということでありまして、我々としてもそれが妥当であろうと思っております。

そうしたことを踏まえまして、一番下の総合評定のところにつきまして、かなり各項目で積極的な取組をしていて、相当程度目標を上回っているというところが認められます。入場者数でありますとか研修の受講者数、そうしたところにつきましては、相当程度活動の成果が認められるというところでありまして、全体評価という意味ではB評価ということでございます。こうした評価で御説明をさせていただき、皆様の御意見を伺いたいと思っておりますので、非常に簡単ではございますけれども、私の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○田辺座長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

石川委員、どうぞ。

○石川委員 2 ページ目のアーキビストの職務基準書について伺いたいのですけれども、具体的にどういうものなのか。アーキビストはどのような人がいいですか、そういうことが書かれているものなののでしょうか、それとも具体的な手続書、こういう流れで職務を行っていくといった内容なのか、そういったことを教えていただけますでしょうか。

○畠山課長 アーキビストの職務基準書は、問題意識としてはこれからアーキビストというのを育成して行って、人材を豊富にしていき、ひいては国立公文書館の中にも、そういう人材を登用していくことを目標にしているものです。職務基準書は、どちらかというところアーキビストとしてどういうことを知っている必要があるか、知識として持っている必要があるかということについて、いろいろなアーキビストという言葉はあったのですけれども、皆がそれぞれ一致して認識しているものというのはなかったと認識しておりますものですから、こういうことをやればアーキビストとして、一つの専門家たり得るということについて、詳細に述べて整理したものでございます。

アーキビストのそれぞれの業務段階で、例えばこういうことが必要である、公文書管理法に関する必要だとか、適性に関しての知識が必要だとかということを整理したものでございまして、ただこれ自体は今の段階では国立公文書館としての案でございますけれども、詳細は国立公文書館が説明したほうがいいのかもかもしれませんが、現在、各団体等とも国立公文書館がつくった案をもとに、実用性があるのかどうかということを中心に固めている段階と承知しておりますものですから、昨年末につくったものをさらにブラッシュアップして、本当に役に立つものとしてつくっていくという方向性と聞いてございます。

何か補足はありますか。

○中田次長 今、畠山課長から大体御説明いただいたとおりで、尽くされていると思っておりますけれども、今後我々として、今お話があったように他の機関等々、あるいは大学関係の

方々とも意見交換をしながら、より実用性の高い職務基準書、さらに言えば、研修で使うカリキュラムがそれに沿った形で、両輪となって定着していくようにしていきたいと考えております。

○石川委員 ありがとうございます。

○田辺座長 よろしゅうございますか。他はいかがでしょうか。

それでは、大隈委員、お願いいたします。

○大隈委員 1 ページ目のところで、今回、展示会の入場者数が147%ということで、先ほどテーマもよかったし質も高くということで、その中で外国人の方というのがあったのですけれども、こちらの外国人の方には何か分析みたいなので増加率とか増加数とか、どういったお国の方が多いとか、何かわかる範囲でそういう調査、分析等もされていらっしゃるのでしょうか。

○畠山課長 私はデータを持っていないので、すみません。

○中田次長 今、手元に数字はないのですけれども、定量的なものではないのですが、やはり中国などアジアの方々ようです。日本に御来訪いただいている方が増えているベースもあるのかもしれませんが、そういった方々の大人の方々が多い印象を受けてございます。もちろん、お子さんの方々も、土曜日に開館しておりますので、御両親等が連れてきていただいているケースも日本人についてはあるのですけれども、外国人という観点からいうと、今、申し上げました中国などアジアの方々が多いような印象でございます。

○大隈委員 そうすると例えば日本国憲法とかでしたら、日本人も特にというのはわかるのですけれども、この外国人の方には、それなりの広報みたいなのをされていらっしゃる結果なののでしょうか。それとも特にはしていないけれども、増えている。全体的に外国人が今増えていますからね。そうすると母数が上がるという感じになれば自然と来ていただけているということなののでしょうか。

○畠山課長 全く数字がなくして申しわけないですけれども、例えば秋の特別展では、デンマークの関係の展示なんかもやっています、そういう外国との関係みたいなものもやっているものですから、そういうことでデンマーク人が何人来たかというデータを持っているわけではないのですが、日本人だけが見て楽しいというものだけではないことも、心がけてはいるということだと思います。すみません、数字的な説明ではないので、余り説得力がないかもしれません。

○大隈委員 ありがとうございます。

○田辺座長 他はいかがでございましょう。

私のほうから何点か、特にこの色がついているところは、一応確認しておかないとまずいかなと思います。

まず、1の2の公文書等の保存及び利用のところの措置に関わるところで、受け入れのところでございます。一つは、司法行政文書の移管のところアドバイザー的な役割を果たしたというところなのですが、5カ年か何かの公文書等の移管計画というのができた

ということでございますけれども、これは司法行政文書の実際にこちらに受け入れる範囲というのは、どのくらいのもを設定しているのでしょうか。

要するに昔、大学のほうで一時期、下級審のものを預かっていまして、これは捨てられたらたまらんぞというのが恐らく大学側の基本的な関心であったと思うのです。ただ、レコード数からいうとどうなのかなど。例えばいろいろと書いてある資料1-2の10ページの司法行政文書2,383ファイルのところをやると、29年度だけに保存期間が満了するものに限定されてはいますけれども、18ファイルで27とか、検討したこのオーダーに比べると二桁くらい違ってきます。これは中身がどういう基準になっているのかというのを教えてくださいただければというのが1点目でございます。

2点目は、資料1-1の2ページ目のところでございますけれども、10の国際的な公文書館活動への参加・貢献というところで、ベトナムとの協力覚書ということで、非常に大きな一歩であるということに関しては、そのとおりだという気はしているのですが、他方、これはどのくらいまで広がっていくものなのでしょう。大体ベトナムからスタートすると、ベトナムより有り体に言うとデベロッパドなところはいいかという感じになって、もう少しディベロッピングなところを対象とするとか、今後の計画の中でどこら辺を見据えているのか、あと実際に申し出があるようなところというのは、どんなところなのかというのがわからないので、お聞きしたいというのが2点目です。

3点目は、次の11の人材の養成のところでございます。御質問等ありましたけれども、アーキビストの職務基準書というのをつくって、これを今、フィージビリティとか実現可能性をチェックしているところなのだろうと思うのですけれども、ただ有り体に申し上げて、こういうものをつくと次の段階だと、普通考えるのは資格を何かつくらなければいけないということで、国家資格にするのか、それとも外の団体に任せてやるのかとか、いろいろな部分はあろうかと思うのですけれども、そこら辺の目途とか、こういう方向性で何時ぐらいまでにということがございましたら、お教えいただきたいと思います。特に国立公文書館というのはアーキビストというのがありますが、他方で世の中に存在しているのは図書館での司書みたいなのがあって、その線引きをどうするのかとか、いろいろな司々の争いも、そのうちに出てくるかという感じもしないでもないもので、何かこの後のステップのところはどういうことをお考えかというのをお聞かせいただきたいというのが3番目です。

ラストは、12のアジア歴史資料センターのところで、AをBに引き下げるということをやっているのですが、これは有り体に申し上げて、4つぐらいの事業をやっている、要するに受け入れるというのと、公開データの補正をするというのと、リンクを張って資料の提供機能を拡充するというのと、あとは広報機能という4つぐらいあると思うのですけれども、基本的にこのアジア歴史資料センターにおけるエフォート率というのはどのようなものなのでしょうか。

恐らくアジア歴史資料センターの主張というのは、遡及点検のところでは一生懸命2,000

のところを3,000以上頑張ったというところなのですから、アジア歴史資料センターにおける業務のウエートというのがよくわからないものですから、例えばこれが70%を占めているのだったらAかなという気もするのですが、他方これが5%ぐらいだったら下げるのは当然という感じもするので、そこら辺の業務エフォートのウエートというのでしょうか、そこら辺をお教えいただきたいというのが4番目でございます。

以上、4点ほどを確認のために伺わせていただきました。

○畠山課長 私だけで答えられないところがあるかもしれませんが、まず司法行政文書、今回のパイロット事業というのは、司法行政文書について行っているということではなくて、司法行政文書のほうは、私どもと最高裁とのほうで申合せをしております、それに基づいて受け入れているということでございまして、どちらかというところまさに司法行政ということなので、広報関係の資料とか、そういうものを中心として受け入れているという状況が多いと聞いております。もし、詳細フォローがあればですけども、まさに判決文とかそういう話はまた別途あると思うのですが、これはまさに行政という観点です。

それから、順番に、ベトナムのほうはこういって行っております、今、国としてそれ以外に何か具体的にこういう国とやっているということではありませんが、個別の分野については様々な国とのいろいろなやりとりをしまして、例えば最近ではオーストラリアとの関係で、第二次世界大戦開戦時に押収された資料について、民間企業の活動の文書の寄贈受入れに向けた準備を行ったりとか、そういう取組をやっていますけれども、包括的な国同士の関係というのは何かやっていますか。

○中田次長 今のところはないですけども、ただ館長が東アジアの公文書館の会議、EASTICAの議長をしておりますので、そういったこともあれば、今後順次検討はしていきたいと思いますが、今のところ具体的に何かというのはございません。

○畠山課長 アーキビストの関係ですけども、まさに御指摘のように、これは職務基準書をつくるのだけではなくて、将来何らかの認定みたいな形をとりたいと思っています。ただ、その資格は何か正式な、例えば極端にいうと法律に基づく資格みたいなことは、なかなか今の時代は難しいところもあるのではないかと考えてございまして、一定こういう職務基準につきまして、先ほど申し上げているような、いろいろな団体との調整ができるようになれば、それをもとに例えば国立公文書館等で一定の研修をやって、それを終えた者に対しては、国立公文書館認定のアーキビストとするみたいなことができるかどうか、そういうことを時間がかかるかもしれませんが、やっていく予定でして、そういう意味で純粋な資格ということはなかなか難しいかもしれませんが、そういう取組はやっていきたいと思っております。アジ歴のほうはどういうふうに。

○中田次長 基本的には、各館から提供を受けた資料画像を公開し、インターネットを通じて利用していただくというのが一番のウエートでございますので、ただその中で当然遡及して、記録の補正みたいなことをしていくという流れの中の数字のことは、かなり頑張

って上げていったりとか、資料にもお書きいたしましたけれども、検索の便のための300文字のワードをつけて、いろいろな形で検索しやすくするような形をやっているのですけれども、どちらかというと利用していただくというのが一番のウエートでございますので、解説補正作業のみで業務のウエートが70%というところまでは、なかなか言いがたいのかなと思います。ただ我々としてはそういった利用していただくために、こういったことを着実に進めていきたいと思っているところでございます。

○田辺座長 わかりました。

他はいかがでございましょう。大隈委員、どうぞ。

○大隈委員 2ページ目の3の財務内容の改善に関する事項ということで、今回、数値目標を280%達成ということで、1-2の資料を拝見いたしますと、51ページにどういったものがふえてということが書いてあったりするのですけれども、こちらに販売経路拡大の工夫と書いてありますが、これを簡単に、どういった内容で、広報的に何かあったのかどうか、教えていただいてもよろしいですか。

○中田次長 館外展示の際に、今回であれば福井の方とも協力の際に、いわゆる我々のグッズも置かせていただくようなスペースをつくって、先ほど畠山課長からもありましたように、そんなに大々的なものではありませんが、少しでも認知度アップみたいなこともあわせて、グッズを売るというような販路拡大みたいなことをやっているところでございます。館外展示やSNSを活用をしながら、そういったグッズもあるということも紹介して、御来館いただいて、そういった方々に手にとっていただくようなことを進めていきたいと思っております。

○大隈委員 ありがとうございます。

○田辺座長 他はいかがでございましょう。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、御質問等は多々ございましたけれども、特に評価に関してこれでもよろしゅうございますでしょうか。あとは最後のところの総合評定ということでBということと、あと評定理由のところの考え方、12のうち4でAというところの文章も含めまして、こちらでもよろしゅうございますでしょうか。さらっとした文章ですけれども、大丈夫ですか。

(委員首肯)

○田辺座長 わかりました。それでは、国立公文書館の平成29年度業務実績の評価案については、当懇談会としてはこちらの評価案のほうを支持する、サポートするというところで確定したいと存じます。どうもありがとうございました。

それでは、公文書管理課、それから、国立公文書館の皆様方は、こちらのほうで御退席いただいて結構でございます。どうも御説明を含めましてありがとうございました。

(公文書管理課・国立公文書館退室)

(北方対策本部・北方領土問題対策協会着席)

○田辺座長 続きまして、北方領土問題対策協会の独法評価に入ってまいりたいと思います。

今回は2つございまして、1番目は平成29年度の業務実績の評価、2番目としては第3期の期間実績評価が議題となっておりますので、まず初めに、平成29年度の業務実績の評価を議題としたいと存じます。

それでは、齊藤北方対策本部参事官より御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○齊藤参事官 よろしく申し上げます。

今、座長から御指示のありました29年度の評価、それから、29年度を含める5年間の評価ですけれども、ちょうど1年ぐらい前に、いわゆる見込み評価ということで、ある意味29年度の8月ぐらいまでをお話をさせていただいております、その年度の残りの部分と、それからあわせて残りの部分を含めて、この5年間の評価がどう最終的になっているかということだと思いますので、場合によると2つが、合わせて説明をすることになってしまうかもしれませんが、資料2-1と資料3-1、それぞれ概要として整理をしているものをもとに、今、申し上げたように、前回以降の動きも少し丁寧に説明しながら、まず29年度の業務実績の評価ということについて説明をさせていただきたいと思います。

項目としてまず、Iの(1)世論啓発の部分ですけれども、昨年の時点で29年度の全体計画については、見込み評価の中に記述をした上で、それを実施したということでございますけれども、まず①の返還要求運動の推進のところでございますが、当該年度のリアルイベントということで、全国各地でお客さんに北方領土の問題について、気軽に触れてもらおうという「ふれあい広場」という名称を付してイベント実施をいたしました。できるだけやわらかく入りやすいようにということで企画をしまして、それぞれの会ごとに、表に書いてありますように、所期の目標の達成というのはできておまして、内容的にさらにどうバージョンアップをしていくのかということが、今後の課題として浮き彫りになったということで、そこに書かせていただいています。

具体的には、中期目標の際にも御説明しましたが、この北方領土を取り巻く問題、対露の関係ですとか、当時者も元島民の方だけではなくて、この世論啓発の受け手の国民の方々も戦後世代のほうが圧倒的多数となる中で、若い方々へのシフトというものをしっかりと意識をしてやっていかなければいけないということが、このイベント実施を通じても確認をされたということでございます。いずれにしても、評価に関してはここに書いたように、アウトプットとして所期の目標を達成していることでBをつけてございます。

全部やっていると時間がかかりますので、その次の(2)北方四島交流事業でございます。御承知のとおり、北対協は交流事業、主として派遣の「えとぴりか」による事業、それから、受け入れのほうは外務省の委託という形で事業を実施しております、昨年の8月以降も、特に9月に実施をした会では、テーマとしてコスプレ、要はロシアでも実はコスプレは非常に人気ということもあって、できるだけ交流する相手のライブリーなニーズに対応して、相互理解を深めようということでコスプレをテーマに、神戸学院大学の先生で、そういったことを研究されている方がいて、その先生も含めて、専門家ということで

来ていただいて、実際に現地でも、または船内でもそのコスプレをテーマとしたイベントなどもやり、特に四島側での交流では大変盛り上がったということでございまして、近年どうしても交流プログラムが、なかなか地元の方に関心を持ってもらうために工夫をしているのですが、必ずしも十分な効果が発揮できていない部分もあるということで、今回これは非常によかったと思っています。

実は本年度もそれをさらにバージョンアップする形で、9月の回を準備しておりまして、ここの部分は中期目標のところでも申し上げましたけれども、交流事業も交流事業だけで終わるのではなくて、それを世論啓発にもつなげていこうということを強く中期目標では打ち出しておりまして、実際に昨年の回は必ずしもそういうことが、十分に目が行き届いていないところもありましたので、今年度はさらに四島側でも反響が強いということならば、それを国内でもしっかり還元をして、より多くの人にこの事業に関心を持ってもらい、また北方領土の問題に関心を持ってもらうという取り組みを推進するというところでございまして。この交流事業に関してもその後、昨年度当初計画をしていたものよりもしっかりと目標どおり達成ができていますのでBという評価をしたところでございまして。

それから(4)元島民の援護というところの中に、実は結構注目を集めた事業が入っておりまして、いわゆる航空機特別墓参という呼び名で呼ばれておりますが、制度的には航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問という枠組みでやっているのですけれども、要は元島民の方々が高齢化してきているということで、身体的負担の軽減というのは非常に重要という文脈の中で、一昨年の日露首脳会談において首脳同士で合意をした事業でございまして、昨年度のこの会議の際には、6月に準備していたものが濃霧のため中止になっていたというところまで御報告をしたと思っておりますけれども、9月に再チャレンジということでしっかりと実施をすることができたということでございまして、このオペレーションを北対協が担っているということで、非常に大きな成果を上げられたと思っています。

これに関しても、本年度も引き続き首脳間で実施をするということを合意をいたしまして、本年度の第1回目として7月22日、23日の2日間で実施をしたところでございまして、昨年の実施の際のいろいろなレッスンもあったものですから、それらも含めて本年度は1泊2日の行程を含んで、余裕を持ってそれぞれ目的地であった国後島、択捉島の墓参を完遂してきたということでございまして。

念のため申し上げますと、本年度も2回のオペレーションを予定しておりまして、2回目に関しましては今後ロシア側との調整を経て、適切な時期に実施をする予定でございまして。この部分も先ほどの公文書館の評価を見るとAが結構並んでいて、Aがたくさん並ぶ評価書はいいなと思いつつ、一応Bの範囲内ということで独法の側もBをつけてということになってはいますが、要するにこういう当初の予定にないものも含めて、日露関係は非常に動きが速い中で北対協に求められる対応業務も、年度の途中でもさらに増えてくるなんてことも容易に想像がつく中で、場合によるとそういったこともしっかりと対応をしたということであれば、Aをつけていく必要があるのではないかと担当参事官としては思っている

次第でございます。

最後の行、北方地域旧漁業権者等に対する融資でございます。こちらに書いてありますのは昨年度中に実施をいたしました、融資メニューの見直しを書いてございまして、具体的にはこれも先ほど来言っていますように、元島民の方々が高齢化している中で、資金需要についても現状のメニューをさらにそれに対応させようということで、具体的には特に今回は介護ということを意識して、そういったことに対する資金というものをメニュー化したということでございます。制度そのものは法律事項でございますけれども、実際に細かなメニューに関しましては、こういったユーザーのニーズを踏まえて随時見直していくという方針になってございまして、その対応を昨年度中にしたということでございます。それも含めてBということにしております。

他方、この話に関しましては、実はさきの通常国会でそもそものこの旧漁業権者法の改正が行われまして、今、申し上げた高齢化というところもあって、制度そのものがさらにバージョンアップをされています。具体的にはこれまで融資資格の要件として、主として金銭的なサポート、元島民の方々を金銭的にサポートをしている2世、3世の方も資格を承継できるという仕組みが現にあるわけですが、それを非金銭的な、まさに介護とか同居をして非金銭的に生活を支えているような方々に対しても、融資資格が与えられるようにするか、または金銭的な支援の仕方についても、どちらかという制度が当初予定しているのは、恐らく同居をして家計も含めて全部親を支えているというケースだと思うのですが、別居仕送り方みたいなものも多くなっている。またはそうすると金銭的に支えている者が1人ではなくて2人、3人というケースもあり得るだろうということで、これまで1人に限られていた承継対象者を複数にできるようにした。そんな改正でございますので、これに関しましては法律で施行日が来年4月1日となっておりますので、それに向けて北対協と制度官庁である我々と、それから農水省とを含めて施行に向けた準備を急ピッチで進めてございます。

先ほど申し上げたメニューの見直しに関しても、ばらばらと実施をしても混乱を来しますので、まとめて来年4月1日から新制度として施行していこうということで準備をしている次第でございます。評価については先ほど申し上げたようにBとつけてございます。

次のページの業務運営の効率化に関する事項でございます。ここは今回評価をする上で悩んでいる部分でございまして、人件費の適正化という項目がございます。これは政府の方針で人件費抑制という文脈の中で、独法に関する一般ルールとしてもいわゆるラスパイレス指数を意識して国家公務員より低い水準を云々。そんなことで抑制策をとられてございます。

他方、独法に関しましては、恐らく極めて専門的な業務内容、またそのスキルが求められる職位とかいろいろなもの。または北対協のように、職務内容的には極めてハイスキルのというわけではないかもしれませんが、非常にこういった政治的ハイレベルな政策判断の中で、予定しているもの以上のパフォーマンスがどうしても求められる。スタッフ

そのものは急に倍増とかできませんので、その中でパフォーマンスを上げることが求められるような組織もございます。

そのような中でどうしても全体ルールがあるものですから、なかなか飛び抜けたこともできないということで、一応、現行の中期目標では、職員の成績を給与に反映するなど要はモラルの向上という観点で、給与体系を少し見直せないかということに取り組んでおりまして、まだ実は体系そのものは見直しの実施をしていないのですけれども、こういったことを実施していくと要は組織全体が、例えば評価でいうところの当初予定プラスアルファでAだというパフォーマンスを上げるとすると、それは一人一人にそれを還元していても、このルールが守れないのではないかとということもありまして、今回はまだそこまでの水準に至っていないものですからいいにしても、今後このような、引き続き年々北対協に求められるパフォーマンス向上ですとか、新たなミッションとかを完遂していくと恐らくこれは飛び出て、そこに対してそのままいくと何とAではなくてCという評価をしなければいけなくなるという構造的欠陥が私には感じられます。それはまたその段階でこちらに来て泣きつこうと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

最後に内部統制のところを目立つ記述をしてございます。我々の評価としてCをつけているところでございます。これは何かと言いますと、内部統制ですので通常組織に求められるコンプライアンスですとか、必要な規定の整備等々に関してはしっかりと他の独法並みにやっただいております。実際に特にコンプラなどにしても、委員会を開催して日々の業務の監視等をしていただいている。

そんな中で今回、元嘱託職員ということで既におやめになった方なのでございますけれども、賃金未払いの請求を受けまして、実際に業務実態を確認するとおっしゃっているような業務実態であった。ただ、そもそも嘱託職員に関しては規定が余りちゃんと整備をされていなくて、実際に採用の際に口頭で嘱託職員に関しましては勤務時間外手当はありませんということもしっかりと説明をし、御理解をいただいていたはずなのでございますが、そういった口頭での説明ですとか、全て必ずしも今の雇用情勢を考えると十分ではないだろうという気もございまして、まずは、当該事案については別途請求のあった未払い分については、確認できたものについてはお支払いをした。あわせて、そういったことが今後生じないように規定を改正して、今後再発しないようにしたということでございまして、対応としてはやるべきことをやっているとして評価をしている反面、結果として国の組織で未払いが生じてしまったことに関しましては、このままBというわけにはいかないということでCをつけた次第でございます。

これらを含めまして最後のページですけれども、全体を通して他の項目はBということでございまして、先ほど、るる申し上げましたように、通常のミッションに加えて、極めてハイレベルな対応も含めてしっかりと完遂していただいているので、全体はBと思った反面、最後につけたCの部分の反映でございまして、しっかりと再発防止も含めて対応をしているということで、これをもって全体評価を落とすというほどの評価ではない

と判断をいたしまして、全体評価はBとさせていただいた次第でございます。

田辺座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、御質問等ございましたらよろしくお願いたします。

石川委員、どうぞ。

○石川委員 1 ページ目の元島民の援護のところ、初めて航空機を使ったということなのですけれども、これは自前のものなのか、それともチャーターなのか。

○齊藤参事官 チャーターでございます。

○石川委員 チャーターですか、わかりました。船はたしか自前だったと記憶していて、船は自前のものという認識でよろしかったでしょうか。

○齊藤参事官 船も厳密にいうと、船自体は民間会社が建造したものなのです。ただ建造に際しては、長期傭船をするという約束を取り交わして建造していただいているので、それに関しては約束どおり14年間で、しっかりと建造分は回収できるという前提の建造ですので、自前に近いかもしれません。飛行機に関してはそもそも維持するのがとても大変ですし、実際に飛ばすのも、今回に関してはロシアの航空会社をチャーターいたしまして、日本の会社にも声はかけたようではすけれども、なかなか北方四島の空港に飛行機を飛ばすことに関していろいろな面で困難があるということで、その空港に実際に路線を持っている航空会社をチャーターすることになりました。

○石川委員 わかりました、ありがとうございます。

コストというよりもむしろ、元島民の健康状態を心配しております。元島民は、相当高齢化しているのだらうと認識しておりましたので、たしか328名が6回に分けて行かれたということが記載されてあったと記憶しております。仮に、船ですと海が荒れると、相当船酔いで、気分が悪くなる方もおられるだらうと思われます。飛行機を使わないと、今後は無理な方もおられるだらうと思われます。それから28名が行くことができているようではすけれども、そもそも元島民1世の方は、どれぐらいの方がまだご存命でいらっしゃるのかというのが気になったところでありましたので、伺いたかった次第です。これが大きな1点。

もう一点なのですけれども、2 ページ目の内部統制で未払い賃金ということがございます。これは本人が言ってきたことからわかったということですか。

○齊藤参事官 そうです。

○石川委員 質問の趣旨は、なぜ、この問題が起こってしまったのかということですか。帳簿の管理上の問題なのか、そしてその対応策として、規定を設けられたということなのですけれども、それをつくることによって、どのような対応ができているのかという、以上2点、伺いたく思います。

○齊藤参事官 まず、元島民の分母に関してですけれども、千島連盟さんがまとめているデータによると元島民、いわゆる1世という方で7,000を切って6,000数百です。ちょっと古いではすけれども、28年3月31日現在で6,641、それが徐々に徐々に減っている状況でござ

います。

航空機、船の話ですけれども、おっしゃるとおりで船は非常に荒れて、今も毎回墓参なり自由訪問をやっているのですが、荒れるとなかなか船内も大変だし上陸も大変で上陸できずに断念なんてこともあります。身体的負担軽減策ということで、航空機について安倍総理から提案いただいて、プーチン大統領が受けてくれたというそういう流れです。

他方、昨年9月、それから、今回やってみてわかったこと、またよく考えればわかったのですけれども、飛行機で行ける場所というのは限られています。空港がなければおりられません。空港から行ける墓地しか行けません。墓地の中にはそもそも海上から、上陸用舟艇に乗りかえていかないとアクセスできないような墓地もあったりするので、いろいろ調整の結果、今回たまたま昨年9月に実施したところと同じ墓地を訪問先としたのですけれども、今後それをどこまで拡大していけるのか、航空機オペレーションの拡充と、そうは言っても陸路でアクセスできないところに関しては引き続き海からみたいな話だとか、そういうもののベストミックスになっていくかと思っています。

○木村局長 あと私のほうから、航空機の墓参で一つつけ加えて申し上げたいのですが、今回の、先月の航空機墓参は私も実際に乗りました。元島民の方の39名が乗ったのですけれども、かなり高齢なので足腰が相当弱っているのです。歩くのもままならないという方もいらっしゃるのです。船だとかなり負担がかかるので、今回最後だと思って航空機墓参に参加をされたという方はいらっしゃいます。それをつけ加えさせていただきます。

嘱託員の関係でございますが、もともと協会には嘱託員に関する規定がありまして、正規職員ではないのですけれども、ある特定の事業をお手伝いしてもらおうというふうに嘱託員に関する規定というものがございます。その嘱託員についてはそもそも残業までしてもらわなくて済むような仕事をやってもらうということから、規定上もこれまでは俸給と通勤手当しか給与の種類として規定上は計上しておりませんでした。ただ、それ以外のところは何かあれば、職員の給与規定に準じますというものはあるのですけれども、そもそも残業はさせないという形で、本人にもそう伝えていました。

請求があったのは本人が退職してからあったわけですけれども、その請求の内容を確認すると、やはり同じ担当のところと、ちょっと残業もやっていたというものは当時の上司からもヒアリングしても、そういう証言もありましたので、そこはやったことは事実なので支払いをしたということでございます。

そういう実態を踏まえて、協会では今年4月に嘱託員の規定を改正しまして、給与の種類としてこれまで俸給と通勤手当しかなかったのですけれども、それに明確に超過勤務手当と休日給をつけ加えまして、規定上も明確にしたという取り扱いでございます。

○石川委員 わかりました、ありがとうございます。

○田辺座長 よろしゅうございますか。他に何か。

大隈委員、よろしく願いいたします。

○大隈委員 今につけ加えて教えていただきたいのですけれども、その未払い賃金の金

額はお幾らだったのかと、現在、囑託の職員の方が何名いらっしゃるのかを教えてください。

あと1ページ目のところで、今回、融資の関係で、介護関係がメニュー化されたということなのですが、これは元島民の方に対してのヒアリングだのアンケート調査等々によりニーズを把握した上で、これが一番ということの、そうではないとされないと思うのですが、どういう感じでこれが浮上ってきて決定したかということをお願いしたいと思います。

あとこれは本当に全然関係ないのですが、今回4月に新理事長さんが御就任されて、今4カ月ぐらいたったと思うのですが、理事長さんが代わられて何か変わったようなことがあれば、そちらも教えてくださいませんか。お願いいたします。

○木村局長 請求のあった金額は個別具体的なものであり、個人情報保護の観点から回答は差し控えさせていただきます。支払う金額については我々も弁護士に相談をしました。請求があった分については、我々も検証して事実としてやったというのは認めているのですが、もうちょっと下げたいという気持ちがあって相談したのですが、やっていない部分についてもちゃんと証明できないと下げられないということもあったので、事実やった部分、まさにその時間全て職務を傾注してやっていたかどうかということまではわかりませんが、実際にやっていた部分があったので満額を払ったということでございます。

現在、囑託員については東京事務所にはおりません。1人もいません。札幌事務所には何人かおりますけれども、札幌事務所においては従前からも残業はしないという形で、実態はそのようにやっております。

○大隈委員 今回の方も札幌事務所の方だったのですか。

○木村局長 いえ、東京事務所です。四島交流の事業のお手伝いという役割を担って、時期になるとどうしても残業しないと間に合わないところがあって、実態としてはやっていたということがあったので、それは払ったということでございます。

○鶴田課長 融資事業の見直しのプロセスなのですが、前中期目標にきちんとした需要を調べ、その効果を検証した上で真に貸し付けに関する法律、旧漁業権者法に沿った見直しをせよという指示を受けておりました。過去、中期目標期間の5年間でいろいろな分析をした結果として、どこに欠点があるのか、どこに需要が伸びない部分があるのかというのはそれぞれ分析をした上で、生活資金については立法時の現状と変わってきているということも、もちろんいろいろ調べる、説明会に行き法対象者の意見を聞く、それからいろいろな貸し付けをしておりますので、漁業組合を通じていると漁業組合の職員から意見聴取をするというところを分析した上で、今どういう需要があるということをいろいろと聴取した結果として、勝手なことを言う人もいますのですが、やはり高齢化に伴って介護というものが大きいということです。

それから、この低金利の時代に、生活資金につきましては3%というちょっと高い、こ

れをどうにかしてほしいという意見がありました。生活資金自体、厚生資金等は統合したりして、当時リスクが高い資金になりますのでずっと足踏みしていたのは事実です。ただ、スタート時から3%であったことも事実なので、ここは思い切って御理解いただいてメニューの見直し、要するに要望書の変更として生活資金の金利は少し下げるという形で、1.数%にするという見直しを図っています。

最も大きいのは、法対象者である島民の方々の高齢化、それに伴う介護というのは重要な問題になりますし、介護されるほうもするほうも生活が変わってしまうような事態がありまして、その支援は大きな意味の援護として当然かなということで、まずは実態の調査をする、その後に意見聴取をする、その上で真に法にのっとったものかどうかを我々が検討し、監督官庁さん、内閣府さん、水産庁さんの御指導をいただきながら見直しに至るとい感じです。法改正につきましては、要望等を踏まえつつ、政策的観点も踏まえつつ改正をするという形になると思っています。

○齊藤参事官 最後の新理事長の話は、まさに中期目標のときにも申し上げましたけれども、新体制で新中期目標になるという中で公募の結果、元NHKの記者さん、政治部長、その後はNHKインターナショナルの理事長をやられた諸星衛さんという、今の官邸にも非常にパイプの太い立派な方に来ていただいて、この問題をどう発信していくのかみたいなものにも非常に興味を持たれていらっしゃるって、着任以降も我々も審議官を含めて何度もお話をさせていただく中で、随分自分の名のもとにやっという意気込みでやっと思っています。

具体的にはまさに新年度になってから予算執行が始まりますので、本年度の事業の内容を見ても先ほど申し上げた、例えば「ふれあい広場」というリアルイベントに関しても、よりどういう形で情報を伝えていくとか、そういったことも含めたような企画内容にもなっていますし、来年度の予算要求はこれから中身を精査していきますけれども、その意見交換ですとか、今いただいているアイデアを見ても発信ですとか、そういったところに非常に注力されているという印象を持っています。

日ごろ接しているのは私ではないので、もしかしたら事務局の方がいろいろな意味で、理事長が代わったことによる効果などで補足があるかもしれません。

○木村局長 せっかくなので、何と言ったらいいかというのはあれですけども、元政治記者をやられていたということで、すごく世の中に関心がある。世界情勢とかいろいろあって、しょっちゅういろいろな人と連絡をとって、いろいろ情報収集をしているというところがあります。業務的には理事長も自分がリーダーシップをとらなければいけないという認識がかなり強くあると思っています。

今、出ましたけれども、これからの若い人の世代はSNSでいろいろ情報収集、発信しているので、それを強力に取り組まなければいけない。協会の中で自分も入るから一緒にプロジェクトチームをやろうと言って、自分から声をかけて全職員と一緒にやろうと言って、手を挙げてくださいと言ったら私と総務課長以外はみんな手を上げて、みんなで理事長を

含めて議論をしています。課長はどうですか。

○鶴田課長 NHKの記者をやられていたということで、若いころは下に落ちている情報も拾い上げてということもされていたのだと思っております。何が言いたいかというと、場合によっては目線を下のほうまで下げて会話をしてくれる。ときには高い次元から、俺に任せろというリーダーシップを持ってくれていると現状ではそう思っております。リーダーシップを持って対応してくれているということは非常に大きい、頼りがいのある方だなと思っているところです。

SNSについては、若い人の発想で事を動かすのだということです。若い人たちと目線を合わせてリーダーシップをとるということもできる。若い者を盛り立ててみんなでやっぴこうという気持ちも持った新理事長と今は思っております。

○大隈委員 ありがとうございます。

○田辺座長 他はよろしゅうございますでしょうか。一応、御質問のほうにはお答えいただいたと思いますので、何かこの評定それから理由等に関して御異議等はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、北方領土問題対策協会の平成29年度の業務実績の評価案につきましては、当懇談会としてはこちらでよろしいということで確定したいと存じます。ありがとうございます。

次は重なるところが多いかもしれませんが、北方領土問題対策協会の第3期の期間実績評価案について議論してまいりたいと思います。

同じく参事官より御説明をお願いいたします。

○齊藤参事官 説明は先ほど申し上げたように、重なるところが大変多くございまして、実は今回のこの評価案は、そもそも29年度見込み評価に残りの分を加えていますので、先ほどCの扱いのところだけが恐らく影響してくるかなと思ってございまして、これは今度5カ年含めてもこの事案に関しては重く受けとめてCという評価にしています。

先ほど詳細な説明があったように、小さな組織でどちらかというところまで余りそういう状況を想定していない、そういう中で実際には逆に業務をしていくと、特に交流事業は肌感覚ではわかっている中で、制度と実態がマッチしていなかったところもあって、それが顕在化したということでございますので、対応に関してはしっかりやって、先ほどのとおりですけれども、それも含めてもこの期間の評価もCにしたところでございます。

他方、全体的な評価としては全体を落とすほどの評価理由ではないという評価の仕方をして、全体はBのままにしております。その他、書いてある内容の説明については先ほどの29年度と同じでございます。そこの扱い方に関して、要は監督官庁としては期間としてもCつけざるを得ないという中で、全体評価としては年度評価でもCをつけてBにしていますので、それからすると全体はBという評価でいいかと思った次第でございます。

簡単ですけれども、以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

今の御説明を含めまして、御質問等がございましたらよろしく願いいたします。

若干しつこいですが、このCのところ、ありていに申し上げて時間外をやるときというのは、基本は上司にお伺いして上司の命令があってやるという構造になっているわけですね。把握していなくて働いているということは、勝手に働いているという言い方もあるのですが、逆に言うと時間管理をやっていないということですかという。小さな組織なので、きちっとした時間管理というのは入れづらいところもあるのかもしれませんが、ただ、こういう形が出てくると時間の管理とか、今後、働き方改革で残業のほうも締めつけが来ると思いますので、終わったことは終わったことではあります、しっかりして対応をしないと後でしっぺ返しをくらいますよというところはあろうかと思うのです。

○齊藤参事官 そうですね。そういうこともあって重く受けとめ、かつ、しっかりと対応をしますということです。

○田辺座長 ちなみにこれはタイムレコーダー、それともパソコンのあれで時間を。

○木村局長 勤怠管理は、我が社はタイムレコーダーというのはないので、基本的に出勤簿と、あるいは休暇簿で勤怠管理をしているところです。そういう意味で、前回請求があった日々の退社時間が書いて請求が来たのです。それを確認する方法として上司の退社時間と比べてみました。9カ月間全部。そうすると基本的にその範囲でマッチしているのです。それで当時の上司にも確認をしましたが、どうしても出ないことをわかりつつも、時期になると手伝ってもらわないといけないので手伝ってもらっていた。そういう実態があったので、そこはやはり問題があるということで、今後は委員長がおっしゃるようにちゃんと上司のほう、あるいは全体の人事管理をしている総務課のほうでもちゃんと見ていくという形にしたいと思っています。

○田辺座長 ねちっこくて申しわけございませんけれども、大体1件あると1件では済まない事案なので、囑託の方は今はいらっしゃらないので出てこないのかもしれませんが、なかなかこういうのは1人の問題だけにとどまらないところがございますので、今後御注意いただければという感じがいたします。

○木村局長 ありがとうございます。

○田辺座長 他はいかがでございましょう。よろしいですか。Bが大宗を占めていて、内部コンプラのところはC、総合評定も全体でBです。総合評定は啓発事業のところ、幾つかのイベント、それからFacebook、ツイッターなどの若者相手への層の拡大等々幾つか書いておりますけれども、こういった点も含めて何か御意見はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、こちらの期間の実績評価案につきましても、当懇談会としてはこちらの原案をお認めしたいということで確定したいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

(委員首肯)

○田辺座長 ありがとうございます。

ちなみにこれは余りあれではあるのですが、他の独法の評価を見ると、こういう欄ではないのですが、全体の欄の中で、例えば理事長のリーダーシップを書く欄があるものもありますので、リーダーシップについて特に見ていただきたいとか、これだけ小さな組織だとリーダーシップのあり方というのがかなり大きな意味を持つと思いますので、全然違う組織だと理事長が2年間ぐらいいなくても、この組織は動いているのだなと思ったものはありますけれども、恐らくここはそれとは違う側面があるかと思いますので、そういった中期評価の欄のこれでいいのかというところを含めて、御検討いただければという感じを私はしております。他は何かございますか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、北方対策本部、北方領土問題対策協会の議題に関しましては、これで終了したいと存じます。どうもありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。  
○齊藤参事官 どうもありがとうございました。

(北方対策本部・北方領土問題対策協会退室)

○田辺座長 それでは、大分時間が早くなっておりますけれども、決して悪いことではないと思いますので、最後に事務局から今後の当懇談会の予定等についての御説明をお願いいたします。

○平井補佐 それでは、私から今後のスケジュールについて御説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。

まず「1.業績評価」についてでございます。本日、7日、この有識者懇談会を開催させていただき、評価について御検討いただきました。本懇談会を踏まえまして8月中旬から下旬にかけて、内閣府の内部手続、具体的には決裁等でございますが、これを進めてまいります。この手続を経まして、8月下旬を目途に評価結果を法人へ通知し、これとほぼ同じタイミングで総務省の独法評価制度委員会へ評価の通知をいたします。

次に「2.目標」についてでございます。目標につきましては次回の有識者懇談会にて、国立公文書館の平成31年度目標案について御検討いただくことを予定しております。開催時期についてでございますが、今年12月から来年1月目途の開催を考えております。恐らく来年1月の開催となろうかと思われませんが、具体的な日付につきましては、事前に先生方の御予定をお聞きいたしまして、調整をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。その懇談会開催後、内部手続を経て2月下旬を目途に、公文書館の新しい目標を主務大臣として決定し、法人へ指示をするという段取りになっております。スケジュールについては以上でございます。

○田辺座長 ありがとうございます。

何か御質問はございますか、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これで終了ということでございます。

○河田課長 以上をもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。